

第二編 平成19年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

平成19年度の個人の納税義務者数は、平成16年度税制改正で生計同一の妻に対する非課税措置が廃止された影響により、平成14年度と比べ、均等割は1.28倍で、前年度と比較すると1.66%の増となっている。所得割については、平成14年度と比べると、1.11倍で、前年度と比較すると1.64%の増となっている。

平成19年度の法人の納税義務者数は、平成14年度と比べ、均等割で1.04倍、法人税割で1.05倍という伸びを示しており、前年度との比較でも均等割0.62%増、法人税割0.43%増と共に増加した。

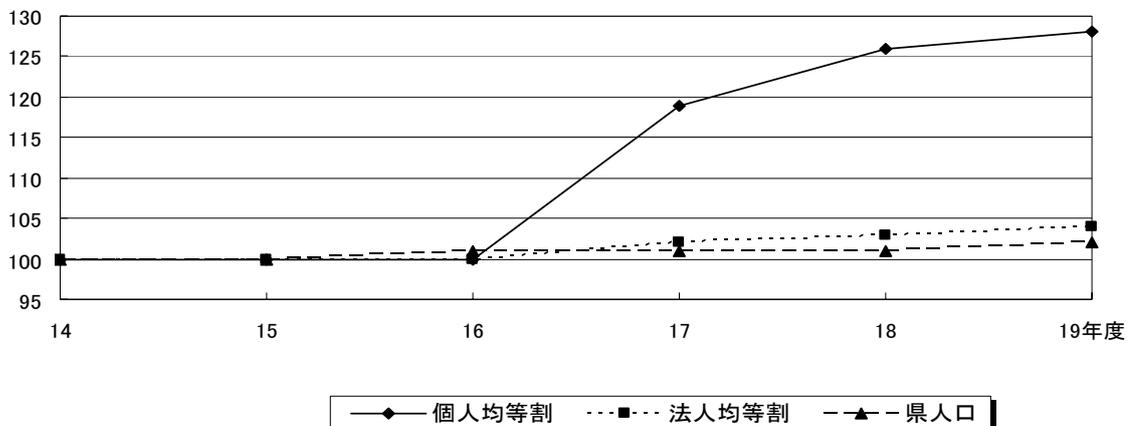
2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表, 第2表)

(単位:人)

区分		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
個人	均等割	2,283,875 (100)	2,285,204 (100)	2,291,990 (100)	2,715,137 (119)	2,885,644 (126)	2,933,618 (128)
	所得割	2,490,916 (100)	2,475,651 (99)	2,483,731 (100)	2,546,892 (102)	2,718,888 (109)	2,763,428 (111)
法人	均等割	139,065 (100)	138,713 (100)	139,651 (100)	142,252 (102)	143,412 (103)	144,307 (104)
	法人税割	134,647 (100)	134,350 (100)	136,278 (101)	137,211 (102)	140,610 (104)	141,208 (105)
参考	県人口	5,956,785 (100)	5,985,846 (100)	6,006,996 (101)	6,022,411 (101)	6,035,343 (101)	6,056,599 (102)

- (注) 1. ()内は14年度を100とした場合の指数である。
 2. 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
 3. 均等割を納める法人には、法人で内社団等を含む。
 4. 県人口は、当該年度の前年12月末の住民基本台帳人口である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(平成14年度を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

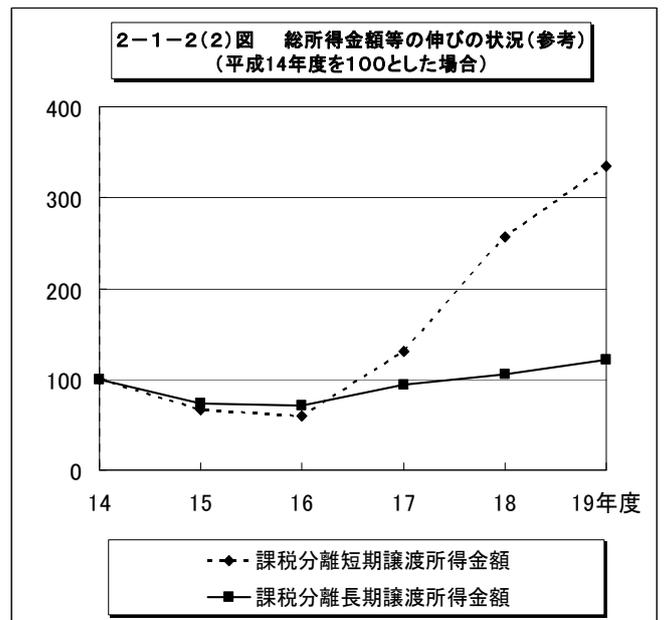
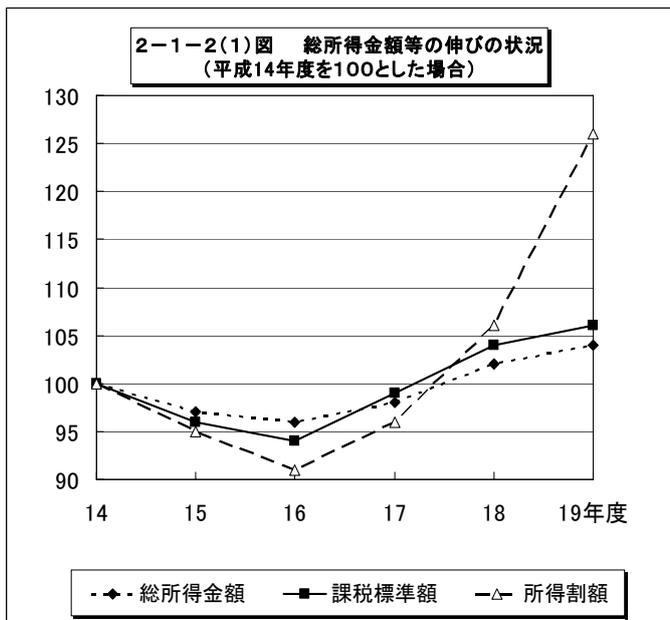
平成19年度における総所得金額等は、景気の回復傾向を受け平成14年度と比べて1.04倍、課税標準額については1.06倍、また、所得割額は、税源移譲及び定率減税の廃止の影響により1.26倍の増加となった。

また、前年度と比較すると、景気の回復傾向を受け総所得金額等及び課税標準額は共に1.7%の増加、所得割額については、税源移譲等の影響により19.1%の増加となった。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調べ」第12表・第58表・第59表)
(単位:千円)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	
総所得金額等	9,791,188,820 (100)	9,487,935,262 (97)	9,392,110,366 (96)	9,547,059,213 (98)	9,961,118,748 (102)	10,134,276,258 (104)	
課税標準額	6,481,135,829 (100)	6,201,971,033 (96)	6,067,203,619 (94)	6,396,496,779 (99)	6,769,166,111 (104)	6,884,935,666 (106)	
所得割額	313,374,556 (100)	297,390,551 (95)	285,598,491 (91)	301,720,325 (96)	331,798,570 (106)	395,039,630 (126)	
参考	課税分離短期譲渡所得金額	1,116,276 (100)	745,678 (67)	666,631 (60)	1,466,702 (131)	2,863,716 (257)	3,738,713 (335)
	同上分算出税額	107,742 (100)	66,876 (62)	59,259 (55)	82,846 (77)	166,910 (155)	194,165 (180)
	課税分離長期譲渡所得金額	178,726,233 (100)	130,053,599 (73)	126,491,964 (71)	168,649,778 (94)	189,750,633 (106)	216,545,766 (121)
	同上分算出税額	6,864,507 (100)	4,978,028 (73)	4,849,299 (71)	5,570,125 (81)	6,308,539 (92)	6,356,336 (93)

(注) ()内は14年度を100とした指数である。



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比をみると、納税義務者数、均等割額ともに、給与所得者及びその他の所得者が増加した。また、構成比については、納税義務者数、均等割額共に営業所得者が減少し、その他の所得者が増加している。

イ 所得割(2-1-4表)

対前年度比をみると、所得割額について、税源移譲等の影響から営業所得者以外は大幅に増加しており、全体で約19%の増加となった。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調べ」第2表)

所得者区分	納税義務者数					均等割額				
	18年度 (人)	19年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		18年度 (千円)	19年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				18	19				18	19
給与所得者	2,280,667	2,323,233	101.9	79.0	79.2	6,802,654	6,952,621	102.2	80.5	79.9
営業所得者	129,945	126,691	97.5	4.5	4.3	377,841	374,880	99.2	4.5	4.3
農業所得者	13,080	11,829	90.4	0.5	0.4	35,118	33,769	96.2	0.4	0.4
その他の所得者 家屋敷等のみ	443,206	453,174	102.2	15.4	15.4	1,182,562	1,288,021	108.9	14.0	14.8
計	2,885,644	2,933,618	101.7	100.0	100.0	8,454,345	8,705,322	103.0	100.0	100.0

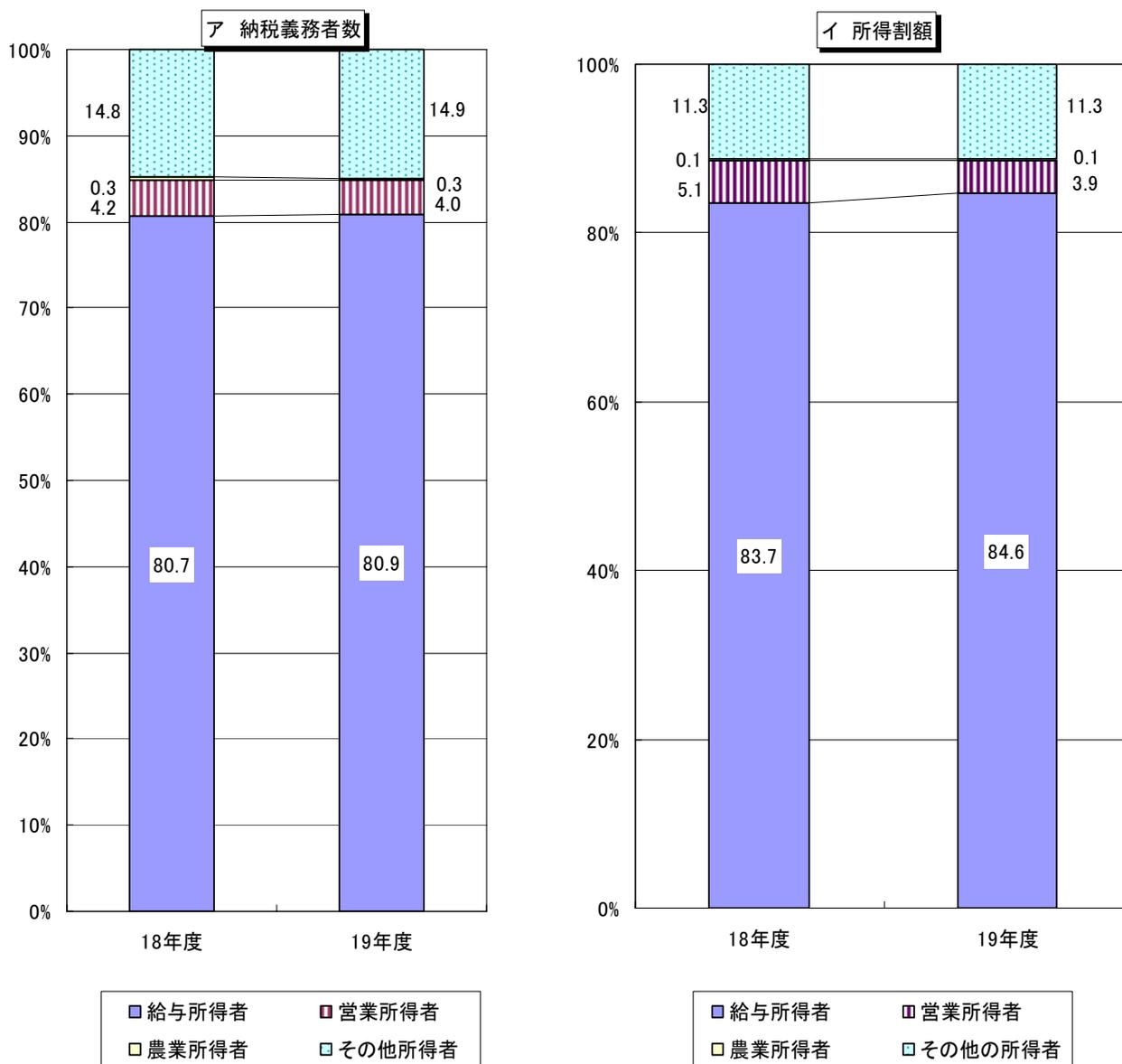
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調べ」第2表)

所得者区分	納税義務者数					所得割額				
	18年度 (人)	19年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		18年度 (千円)	19年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				18	19				18	19
給与所得者	2,193,306	2,235,077	101.9	80.7	80.9	277,779,853	334,330,509	120.4	83.7	84.6
営業所得者	112,841	109,909	97.4	4.2	4.0	16,080,528	15,550,981	96.7	5.1	3.9
農業所得者	9,103	7,988	87.8	0.3	0.3	497,474	554,885	111.5	0.1	0.1
その他の所得者	403,638	410,454	101.7	14.8	14.9	37,441,166	44,603,939	119.1	11.3	11.3
計	2,718,888	2,763,428	101.6	100.0	100.0	331,799,021	395,040,314	119.1	100.0	100.0

また、構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額共に給与所得者の占める割合が高く、平成19年度においては、納税義務者数の80.9%、所得割額の84.6%が給与所得者である。

前年度と比較しても、納税義務者数、所得割額共に構成比に大きな変化は見られないが、営業所得者の割合が減っているといえる。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4)その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

平成19年度は、納税義務者1人当たりの所得割額、人口1人当たりの所得割額、人口1000人当たりの所得割納税義務者数が増加したが、このうち、納税義務者1人当たりの所得割額、人口1人当たりの所得割額については、税源移譲等の影響により大きく増加となった。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
納税義務者1人当たりの所得割額	125,807 (100)	120,126 (95)	114,988 (91)	118,466 (94)	114,983 (91)	134,660 (107)
人口1人当たりの所得割額	52,608 (100)	49,682 (94)	47,544 (90)	50,100 (95)	54,976 (105)	65,225 (124)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	418 (100)	413 (99)	413 (99)	423 (101)	450 (108)	456 (109)
県人口 (前年12月末)	5,956,785 (100)	5,985,846 (100)	6,006,996 (101)	6,022,411 (101)	6,035,343 (101)	6,056,599 (102)

(注) ()内は14年度を100とした場合の指数である。

恒久減税後に納税義務のある者を対象としている。

